

－ 審査事務規程の一部改正について（第10次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年5月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されている試験法（JC08モード法）に加え、国際基準（WLTP）が導入されたことに伴い、WLTPでの試験法（WLTCモード法）での規制値を適用できることとします。（7-55、8-55）

2. 新規検査等提出書面審査要領の一部明確化（別添2）

昨年10月末に実施した審査事務規程の一部改正（第5次改正）において、新規検査等における提出書面の審査方法を定めたところですが、昨年の11月より先行して適用している共通構造部型式指定自動車の届出状況を鑑みて、当該審査要領に規定する提出書面の記載方法等について更なる明確化を図ることとします。

3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347